



長野県報

12月10日(月)
平成19年
(2007年)
第1922号

目次

規則

長野県道路交通法施行細則の一部を改正する規則(交通企画課) 1

告示

土地収用法に基づく事業の認定(企画課土地対策室) 1

身体障害者福祉法に基づく医師の指定(障害福祉課) 3

身体障害者福祉法に基づく医師として指定した者が診療を行う医療機関の所在地及び名称の変更(障害福祉課) 3

障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の指定(健康づくり支援課) 4

障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の指定の辞退(健康づくり支援課) 4

基本測量の終了(土木政策課) 4

公告

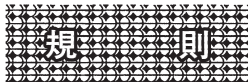
大規模小売店舗立地法に基づく廃止の届出(産業政策課) 4

国土調査法に基づく成果の認証(農地整備課) 4

宅地建物取引業法に基づく免許の取消し(建築管理課) 5

身体障害者を対象とする平成19年度長野県市町村立小中学校事務職員採用選考(義務教育課・人事委員会事務局) 5

道路交通法に基づく技能検定員及び教習指導員の審査(東北信運転免許センター) 6



長野県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成19年12月10日

長野県公安委員会委員長 唐 沢 彦 三

長野県公安委員会規則第11号

長野県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

長野県道路交通法施行細則(昭和35年長野県公安委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

別表第1の2の(3)中「警察において使用する車両で」を削り、「捜査」を「予防及び捜査」に、「又は警備活動」を「警備活動その他警察活動」に、「もの」を「車両」に改め、同表の4の(1)及び同表の5の(3)中「警察において使用する車両で」を削り、「もの」を「車両」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

交通企画課



長野県告示第611号

土地収用法(昭和26年法律第219号。以下「法」という。)第20条の規定により、次のとおり事業の認定をしました。

平成19年12月10日

長野県知事 村 井 仁

- 1 起業者の名称
日本赤十字社
- 2 事業の種類
安曇野赤十字病院改築工事
- 3 起業地
 - (1) 収用の部分
安曇野市豊科地内
 - (2) 使用の部分
なし
- 4 事業の認定をした理由
 - (1) 法第20条第1号要件(収用適格事業)
安曇野赤十字病院改築工事(以下「本件事業」という。)は、法第3条第24号に掲げる医療法による公的医療機関に関する事業に該当する。
 - (2) 法第20条第2号要件(起業者の意思と能力)
本件事業の起業者である日本赤十字社では、常任理事会にお